

2015.8.19

全国知的障害者施設家族会連合会

理事長 由岐 透

65歳問題

最近、ひょうごかぞくねっとに利用者（障害支援区分5）の家族であるお姉さんから相談があった事例です。その内容は65歳問題です。神戸市内の知的障害者通所施設で、昨年5月に施設長から利用者が11月の誕生日で65歳になるので、介護保険施設に移行するよう指示されました。利用者のお姉さんは利用者本人が20歳の昭和45年からこの施設を利用しているし、本人、家族にとってここが一番適切なところであると思うので引き続きこの施設を利用したいとお願いしましたが、施設長は介護保険の申請手続きを奨め、介護保険センターのケアマネジャーを紹介し、介護認定3の認定を受け、ケアマネジャーから紹介された介護保険施設を7件回ったが全部断られました。その後、障害福祉の支給決定は3ヶ月間しかでていません。支給適用期間は平成27年11月までとなっていますが、支給内容の適用期間は平成27年9月までしかありません。今後、この通所施設を利用できるのか家族は不安で、施設長、神戸市、介護保険のケアマネジャーに相談、お願いと厚労省が出している通知の趣旨に反する取扱いは納得できないことを粘り強くがんばりました。最終的に家族を含め4者会談の結果、障害者通所施設を利用できることになりました。

泣き寝入りせず、正しいことを主張し頑張ることが大切だということではないでしょうか。お姉さんはひょうごかぞくねっとの機関紙に掲載されている「65歳」問題の記事を参考にして頑張りましたと言われていました。施設から不当なことを言われた場合当事者だけでなくその施設の家族会、ひょうごかぞくねっと、全施連等組織が一丸となって運動する必要があります。この事例では組織が表にでなくて4者会談で解決しましたが、1人で悩むのではなく、仲間みんなの力を合わせて頑張りましょう。

「障害者の65歳問題」は障害をもつ人が65歳になると障害者施策から外れ、介護保険の対象へと切り替えられことで起こるさまざまな問題です。障害者総合支援法では法第7条に「他の法令による給付との調整」のなかで、障害者が65歳以上になると介護保険法が適用されるとされています。65歳になった障害者は、要介護認定を受け、要介護ごとに支給限度額が設定されるために、介護保険サービスと重なる障害者福祉サービスの利用が制限される。この介護保険優先適用原則は障害者の人権侵害の問題であると捉えることが重要であります。知的障害者の特性を無視し、知的障害者が65歳になると介護保険に統合するのでは知的障害者の生活は成り立ちません。介護保険施設には知的

障害者の専門家がおられません。障害福祉コストの削減を優先させるのではなく、一人一人が必要とする支援を何歳になっても受けられ、障害者施設を一生涯利用できるよう保障することが必要です。

この「65歳問題」を解消するためには、総合支援法第7条の廃止が必要であると思います。しかし、鹿児島大学法科大学院伊藤 修平教授は「保険化する社会福祉と対抗構想」著書のなかで「障害者運動が介護保険方式の転換と介護保険法の廃止を打ち出すことなく、介護保険の優先適用見直しのような要求をかかげ、障害福祉さえよくなればよいという矮小化された運動に埋没すれば、他の社会福祉分野での「社会福祉の介護保険化」が進み、それが本流となった場合に、抗しきれなくなることはように想像がつく。」と述べられています。私たちは小手先ではなく、壮大な問題に取り組む必要があります。くじけそうになる心に鞭打って・・・・・・わが子が親亡き後も安全、安心、快適な人生が送れますようお願い。立ち上がる。あきらめない。